

工 事 請 負 契 約 書 (案)

収 入
印 紙

工 事 名	統合新病院整備工事												
工 事 場 所	兵庫県伊丹市昆陽池1丁目100番他												
工 期	着手						完了						
	令	和	年	月	日	～	令	和	年	月	日	まで	
請 負 代 金													
	うち取引に係る消費税 および地方消費税の額 ¥												
	(内 訳)												
	市立伊丹病院 ¥ (税込)												
	公立学校共済組合 ¥ (税込)												
契 約 保 証 金	()												
支 払 条 件	前金払(40%以内)及び中間前金払(20%以内) その他の支払い条件は契約書の規定による。												
解 体 費 用 等	別紙1のとおり。 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年 法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合)												
そ の 他	(仮称)伊丹市立伊丹総合医療センター整備工事 (仮称)公立学校共済組合からだところの健康センター整備工事 ZEB対象工事は補助金交付決定後の契約とする。												

上記の工事について、発注者である市立伊丹病院 伊丹市病院事業管理者 中田 精三(以下「甲」という。)と公立学校共済組合 理事長 丸山 洋司(以下「乙」という。)と受注者である (以下「丙」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、丙が共同企業体を結成している場合には、丙は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

上記契約の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県伊丹市昆陽池1丁目100番地
市立伊丹病院
伊丹市病院事業管理者 中田 精三

乙 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5
公立学校共済組合
理事長 丸山 洋司

丙

(総則)

第1条 甲及び乙並びに丙は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明事項書及び設計図書等に関する質問の回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)により発生する義務を履行しなければならない。

2 丙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期(以下「工期」という。)内に完成し、工事目的物を甲及び乙に引き渡す義務を負い、甲及び乙は、この契約書及び別紙2に記載する請負代金をこの契約書に記載する期限以内に支払う義務を負うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、丙がその責任において定める。

4 この契約に基づく義務の履行(以下「履行」という。)に関して甲及び乙並びに丙間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 履行に関して甲及び乙並びに丙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る調停の申立て又は訴訟の提起については、伊丹簡易裁判所又は神戸地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

10 この契約書において定める違約金、遅延損害金、遅延利息又は延滞金(以下「損害金等」という。)は、この契約書に特別の定めのある場合を除き、請負代金(この契約締結後、請負代金の変更があった場合には、変更後の額)につき年8.25%とする。

11 損害金等の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

12 甲及び乙は、契約保証金があるときは、それを損害金等に充当することができる。

13 丙が共同企業体を結成している場合においては、甲及び乙は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲及び乙が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、丙は、甲及び乙に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第1条の2 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙並びに丙は、前項に規定する指示等を口頭

で行うことができる。この場合において、甲及び乙並びに丙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 甲及び乙並びに丙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録しなければならない。その場合においては、当該書面を3通作成し、甲及び乙並びに丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(秘密の保持等)

第1条の3 丙は、履行に関して個人情報を取り扱う場合は、伊丹市個人情報保護条例(平成17年伊丹市条例第3号)を遵守しなければならない。

2 丙は、履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 丙は、甲及び乙の承諾なく、履行を行う上で得られた設計図書及びデータ等を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

5 丙は、前4項の規定に違反した場合には、請負代金(この契約締結後、請負代金の変更があった場合には、変更後の額)の10分の1に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 甲及び乙は、丙の施工する工事及び甲及び乙の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、丙は、甲及び乙の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 丙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲及び乙に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、甲及び乙並びに丙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 丙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲及び乙に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲及び乙が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 丙が第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、丙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲及び乙は、保証の額の増額を丙に請求することができる。

（不当要求等）

第4条の2 丙は、履行の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 暴力団等（伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲及び乙に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。
- 二 履行するために丙が使用している下請負人（以下本条において「下請負人」という。）が暴力団等から履行妨害又は不当要求を受けた場合は毅然として拒否し、速やかに丙にその旨の報告をするよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合はその旨を速やかに甲及び乙に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

（権利義務の譲渡等）

第5条 丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 丙は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 丙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲及び乙は、特段の理由がある場合を除き、丙の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 丙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲及び乙に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 丙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 丙は、前項の主たる部分のほか、甲及び乙が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 甲及び乙は、丙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の社会保険等加入）

第7条の2 丙は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、丙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 丙と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲及び乙が認める場合

ロ 甲及び乙の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、丙が甲及び乙に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲及び乙が認める場合

ロ 甲及び乙が丙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（甲及び乙が、丙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、丙が当該確認書類を甲及び乙に提出した場合

（特許権等の使用）

第8条 丙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲及び乙がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、丙

がその存在を知らなかったときは、甲及び乙は、丙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 甲及び乙は、監督員を置いたときは、その氏名を丙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲及び乙の権限とされる事項のうち甲及び乙が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての丙又は丙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は丙が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 甲及び乙は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲及び乙の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、丙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 甲及び乙が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲及び乙に到達したものとみなす。

6 甲及び乙が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、甲及び乙に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 丙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲及び乙に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）又は監理技術者（建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者若しくは監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。））

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく丙の一切の権限を行使することができる。

3 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、か

つ、甲及び乙との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととし、又は他の工事現場との兼任を認めることができる。

4 丙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲及び乙に通知しなければならない。

5 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合において、丙は、工事現場に設置する専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が丙と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書面を、第1項の通知後速やかに甲及び乙に提出しなければならない。

6 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 丙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について甲及び乙に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲及び乙は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、丙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲及び乙又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他丙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、丙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 丙は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲及び乙に通知しなければならない。

4 丙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲及び乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲及び乙は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に丙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 丙は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は丙の負担とする。

3 監督員は、丙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 4 丙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 丙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- 6 甲及び乙は、工事材料に第2項の検査の際、発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないとき、丙に対して必要な措置を請求することができる。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 丙は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 丙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 丙は、前2項に規定するほか、甲及び乙が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督員は、丙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく丙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、丙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、丙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、丙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 甲及び乙が丙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、丙の立会いの上、甲及び乙の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、丙は、その旨を直ちに甲及び乙に通知しなければならない。
 - 3 丙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲及び乙に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 丙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに甲及び乙に通知しなければならない。
- 5 甲及び乙は、丙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を丙に請求しなければならない。
- 6 甲及び乙は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲及び乙は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 丙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 丙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲及び乙に返還しなければならない。
- 10 丙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲及び乙の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 丙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 甲及び乙は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を丙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 丙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に丙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、丙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲及び乙に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、丙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲及び乙は、丙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、丙は、甲及び乙の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲及び乙の処分又は修復若しくは取片付けに要し

た費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する丙のとるべき措置の期限、方法等については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 丙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲及び乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲及び乙は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、丙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を丙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は丙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 丙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明事項書及び設計図書等に関する質問の回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、丙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、丙が立会いに応じない場合には、丙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲及び乙は、丙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を丙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ丙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図

書を訂正する必要があるもの

甲及び乙が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

甲及び乙が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

甲及び乙並びに丙の協議の上、甲及び乙が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲及び乙は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲及び乙は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を丙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲及び乙は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて丙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、丙が工事を施工できないと認められるときは、甲及び乙は、工事の中止内容を直ちに丙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を丙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は丙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 甲及び乙は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(丙の請求による工期の延長)

第22条 丙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他丙の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲及び乙に工期の延長変更を請求することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による請求があつた場合におい

て、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲及び乙は、その工期の延長が甲及び乙の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲及び乙の請求による工期の短縮等)

第23条 甲及び乙は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を丙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲及び乙並びに丙が協議して書面により定めなければならない。

2 甲及び乙は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、甲及び乙並びに丙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定め、丙に通知するものとする。ただし、甲及び乙が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、甲及び乙が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、丙が工期変更の請求を受けた日)から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、丙は、協議開始の日を定め、甲及び乙に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、甲及び乙並びに丙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定め、丙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、丙は、協議開始の日を定め、甲及び乙に通知することができる。

3 この契約書の規定により、丙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲及び乙が負担する必要な費用の額については、甲及び乙並びに丙が協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 甲及び乙又は丙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲及び乙又は丙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲及び乙並びに丙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲及び乙が定め、丙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲及び乙又は丙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲及び乙又は丙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲及び乙並びに丙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲及び乙が定め、丙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定め、丙に通知しなければならない。ただし、甲及び乙が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、丙は、協議開始の日を定め、甲及び乙に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 丙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、丙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、丙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、丙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 丙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、丙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲及び乙が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、丙がその費用を負担する。ただし、その損害(第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲及び乙の責めに

帰すべき事由により生じたものについては、甲及び乙が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、丙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち甲及び乙の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲及び乙が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲及び乙がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき丙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、丙が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙並びに丙が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲及び乙並びに丙いずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害を生じたときは、丙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲及び乙に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（丙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を丙に通知しなければならない。

3 丙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲及び乙に請求することができる。

4 甲及び乙は、前項の規定により丙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他丙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 甲及び乙は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲及び乙並びに丙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定め、丙に通知しなければならない。ただし、甲及び乙が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、丙は、協議開始の日を定め、甲及び乙に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 丙は、工事を完成したときは、その旨を甲及び乙に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に丙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を丙に通知しなければならない。この場合において、甲及び乙は、必要があると認められるときは、その理由を丙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、丙の負担とする。

4 甲及び乙は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、丙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 甲及び乙は、丙が前項の申出を行わないときは、当該工事的目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、丙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 丙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲及び乙の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 丙は、別紙2に規定する請負代金の支払いについては前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。この場合、丙は、適正な請求書を提出しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の請求書を受領した日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、この限りでない。

3 甲及び乙がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 甲及び乙は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事的目的物の全部又は一部を丙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲及び乙は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項の規定により工事的目的物の全部又は一部を使用したことによって丙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲及び乙と丙が協議して定める。

(前金払及び中間前金払)

第35条 丙は、公共工事の前金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲及び乙に寄託し、かつ請負契約締結後30日以内(債務負担行為又は継続費等に基づき2以上の会計年度にわたる工事の場合で会計年度ごとに前金払を受ける場合は、当該会計年度の4月1日(前会計年度の出来高認定日が4月1日以降の場合は出来高予定額に達するものと認定された日)から30日以内)に甲及び乙が求める書類を提出した場合には、甲及び乙の予算の範囲内において請負代金額の10分の4以内(10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)の前払金の支払いを甲及び乙に請求することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による請求があったときは、請求

を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 丙は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を甲及び乙に寄託し、かつ甲及び乙が求める書類を提出した場合には、甲及び乙の予算の範囲内において請負代金額の10分の2以内(10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)の中間前払金の支払いを甲及び乙に請求することができる。ただし、第1項による支払金額と本項による支払金額を足した額が請負代金額の10分の6を超えない額とする。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 丙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内かつ甲及び乙の予算の範囲内で、前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条の2までにおいて同じ。)の支払いを甲及び乙に請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 丙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、丙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に請負代金の支払いをしようとするときは、甲及び乙は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、甲及び乙並びに丙とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

8 甲及び乙は、丙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、遅延利息の支払いを丙に請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 丙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲及び乙に寄託し、かつ甲及び乙が求める書類を提出しなければならない。

2 丙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲及び乙に寄託しなければならない。

3 丙は、前払金を受領した後、設計変更により前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲及び乙に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 丙は、前払金を地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項又は同条第3項に規定する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

2 甲及び乙は、必要があると認めるときは、前払金の使途について、その状況を調査し、又は前払金を受けた者から報告を求めることができる。

(前払金の返還等)

第37条の2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払い済みの前払金の全部又は一部を、丙から返還させることができる。

- 一 前条第1項に違反したとき。
- 二 丙が本契約に基づく義務を履行しないとき。(次号に掲げる場合を除く。)
- 三 本契約が解除されたとき。
- 四 保証契約が解除されたとき。

(部分払)

第38条 丙は、この契約その他の条件により部分払が認められている場合には、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品

(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。甲及び乙は契約工期が2年度以上にわたる工事のうち、国又は県の補助金(当該補助金の交付申請を各年度にするものに限る。)の交付の対象となる工事にあつては当該既済部分に対して、その請負代金相当額の全部まで支払うことができる。

2 丙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲及び乙に請求しなければならない。

3 甲及び乙は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、丙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を丙に通知しなければならない。この場合において、甲及び乙は、必要があると認められるときは、その理由を丙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、丙の負担とする。

5 丙は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲及び乙は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、甲及び乙並びに丙が協議して定める。ただし、甲及び乙が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、甲及び乙が定め、

丙に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times (9/10-前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、甲及び乙が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲及び乙並びに丙が協議して定める。ただし、甲及び乙が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額 \times (1-前払金額/請負代金額)

第40条、第41条及び第42条 削除

(第三者による代理受領)

第43条 丙は、甲及び乙の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。その場合、甲及び乙、丙及び代理人となるべき第三者が記名押印した書面を作成しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定により丙が第三者を代理人とした場合において、丙の提出する支払請求書に当該第三者が丙の代理人である旨の明記がなされており、かつ、前項の規定により作成した書面の写しが付されているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第44条 丙は、甲及び乙が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、丙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲及び乙に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定により丙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は丙が工事の続行に備え工事現場

を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 甲及び乙は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、丙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲及び乙は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、丙は、甲及び乙に不相当な負担を課するものでないときは、甲及び乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第一項の場合において、甲及び乙が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲及び乙は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、甲及び乙がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲及び乙の任意解除権)

第46条 甲及び乙は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲及び乙の催告による解除権)

第47条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 この工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったと

き。

五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲及び乙の催告によらない解除権)

第48条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 丙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 丙の債務の一部の履行が不能である場合又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、甲及び乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 丙（丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（丙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、丙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団等であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

十二 第1条の3第1項から第3項までのいずれかに違反したとき。

十三 第55条の2第1項各号のいずれかに該当するとき。

（甲及び乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が甲及び乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲及び乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、丙が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、甲及び乙は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 丙は、前項の規定により保証人が選定し甲及び乙が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から甲及び乙に対して、この契約に基づく次の各号に定める丙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として丙に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（丙が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により丙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 甲及び乙は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する丙の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第一項の規定による甲及び乙の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲及び乙に対して丙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含

む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（丙の催告による解除権）

第51条 丙は、甲及び乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（丙の催告によらない解除権）

第52条 丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（丙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が丙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、丙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第54条 甲及び乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を丙に支払わなければならない。この場合において、甲及び乙は、必要があると認められるときは、その理由を丙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、丙の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、丙は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲及び乙に返還しなければならない。

4 丙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲及び乙に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が丙の

故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 丙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲及び乙に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が丙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 丙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に丙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、丙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲及び乙に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、丙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲及び乙は、丙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、丙は、甲及び乙の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲及び乙の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する丙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは甲及び乙が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは丙が甲及び乙の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する丙のとるべき措置の期限、方法等については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙並びに丙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲及び乙の損害賠償請求等）

第55条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、丙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、丙がその債務の履行を拒否し、又は丙の責めに帰すべき事由によって丙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第

2号に該当する場合とみなす。

- 一 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲及び乙が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の額）から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じて計算した額を請求するものとする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲及び乙は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第55条の2 丙（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、丙は、甲及び乙の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、丙等に独占禁止法第

3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 丙が前項の違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、遅延利息を甲及び乙に支払わなければならない。

（丙の損害賠償請求等）

第56条 丙は、甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲及び乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 甲及び乙の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、丙は、未受領金額につき、遅延日数に応じて計算した額の遅延利息の支払いを甲及び乙に請求することができる。この場合における遅延利息の額は、請負代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額とする。

（契約不適合責任期間等）

第57条 甲及び乙は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲及び乙が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、丙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する

損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、丙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲及び乙が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を丙に通知した場合において、甲及び乙が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲及び乙は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が丙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する丙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 甲及び乙は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに丙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、丙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲及び乙若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲及び乙は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、丙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第58条 丙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 丙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲及び乙に提示しなければならない。

3 丙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲及び乙に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第58条の2 丙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、甲及び

乙は、その支払わない額に甲及び乙の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで法定利率により計算した額の利息を付した額と、甲及び乙の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲及び乙は、丙から遅延日数につき法定利率により計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第59条 この契約書の各条項において甲及び乙並びに丙が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲及び乙が定めたものに丙が不服がある場合その他この契約に関して甲及び乙並びに丙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙並びに丙は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他丙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により丙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲及び乙が決定を行った後、又は甲及び乙若しくは丙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙並びに丙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 甲及び乙並びに丙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第61条及び第62条 削除

(近隣対策に係る特約事項)

第63条 丙は、本工事に先立って、自らの責任と費用負担において、周辺住民に対して地元説明会を開催する等の方法により、本工事の工事概要や工程につき十分説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。甲及び乙は、必要と認める場合には、丙が行う説明に協力するものとする。

2 丙は、自らの責任と費用負担において、本工事により発生する騒音、振動、排水、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、塵埃、電波障害、その他の本工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策（補償を含む。）を実施する。かかる近隣対策の実施について、丙は、甲及び乙に対して、事前及び事後にその内容及び結果を書面により報告する。

3 丙は、近隣対策の不調を理由として業務水準の内容の変更をすることはできない。ただし、丙が業務水準を変更しない限り、合理的に要求される範囲の近隣対策の実施によっても近隣住民の理解が得られないことを明らかにして甲及び乙に協議を申し入れた場合、甲及び乙は、丙との協議に応じるものとし、協議の結果、甲及び乙もやむを得ないと認める場合には、業務水準の変更を承諾することができる。この場合、丙は、この業務水準の変更のために丙に生じた増加費用及び

損害については合理的な範囲でこれを負担する。

4 近隣対策の結果、本工事の遅延が見込まれる場合において、丙が請求した場合には、甲及び乙並びに丙は協議を行い、同協議の結果、本工事日程表記載の日程を変更する必要が認められる場合、甲及び乙は、同日程を変更するものとする。

5 近隣対策の結果、丙に生じた追加費用及び損害（近隣対策の結果、本件日程表記載の日程が変更されたことによる追加費用も含む。）については、丙が負担するものとする。

6 前項にかかわらず、丙において、合理的に要求される範囲の近隣対策を超える近隣対策が必要となった場合で、かつ、その原因が、丙による工事方法等によるのではなく、設計図書に定められた条件による場合には、丙は、甲及び乙に対し、当該近隣対策の内容、当該近隣対策のために生じた追加費用及び損害の額及び内訳、当該原因の詳細等を記載した調査報告書を提出し、甲及び乙と協議しなければならない。

7 前項の協議に基づき、甲及び乙が、合理的に要求される範囲の近隣対策を超える近隣対策が必要で、かつ、その原因が、丙による工事方法等によるのではなく、設計図書に定められた条件によると認めた場合には、丙は甲及び乙の指示する内容の近隣対策を実施する。甲及び乙は、丙において甲及び乙が指示した近隣対策を実施するために生じた追加費用及び損害について、合理的な範囲で負担する。

第64条 削除

(ZEB 対象工事に係る特約事項)

第65条 ZEB 対象工事については、ZEB 対象工事に係る補助金交付決定後、本契約に係る入札時に甲及び乙から丙に対して提示した統合新病院整備工事入札公告及び、丙から甲及び乙に対して提示された入札に関する提出書類の記載内容をもとに第25条に基づく請負代金の変更を行うものとする。

(補則)

第66条 この契約書に定めのない事項、又は甲及び乙並びに丙の間に疑義が生じたときは、法令（伊丹市の関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて甲及び乙並びに丙が協議して定める。

別紙1 解体に関する事項

1. 分別解体等の方法

(建築物の解体工事)

工程ごと及び作業内容	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用

(建築物の新築工事等)

工程ごと及び作業内容	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用

(建築物以外の工事)

工程ごと及び作業内容	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有/□無	□手作業/□手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(受注者の見積金額)

(注) 解体工事のある場合のみ記載する。

円(税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(受注者の見積金額)

円(税込)

別紙2 請負代金の支払

(継続費及び完成に数年度を要する経費に係る契約の特則)

第1条 継続費及び完成に数年度を要する経費に係る契約において、各会計年度(4月1日から翌年3月31日までの間をいう。)における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)及び出来高予定額は、次表のとおりとする。また、工期の最終年度を除く各会計年度の支払限度額の9/10除算した額を出来高予定額とする。ただし、甲及び乙が丙より契約書第39条の部分引渡しを受ける部分にあつては、「部分引渡しに係る請負代金」を出来高予定額とし、国又は県の補助金(当該補助金の交付申請を各会計年度にするものに限る。)の交付の対象となる工事にあつては当該既済部分に対して、その請負代金相当額の全部を出来高予定額とする。

会計年度	支払区分	支払限度額 (ZEB 対象工事含む) 出来高予定額 (ZEB 対象工事は除く)
令和4年度 (2022年度)	前金払	支払限度額 2,836,000,000 円 出来高予定額 円
	中間前払	
	部分払、部分引渡しによる支払	
	補助金交付対象工事の部分払	
令和5年度 (2023年度)	前金払	支払限度額 10,583,000,000 円 出来高予定額 円
	中間前金払	
	部分払、部分引渡しによる支払	
	補助金交付対象工事の部分払	
令和6年度 (2024年度)	前金払	支払限度額 15,335,000,000 円 出来高予定額 円
	中間前金払	
	部分払、部分引渡しによる支払	
	補助金交付対象工事の部分払	
令和7年度 (2025年度)	前金払	支払限度額 11,558,000,000 円 出来高予定額 円
	中間前金払	
	部分払、部分引渡しによる支払	
	補助金交付対象工事の部分払	
令和8年度 (2026年度)	前金払	支払限度額 4,744,000,000 円 出来高予定額 円
	中間前金払	
	部分払、部分引渡しによる支払	
	補助金交付対象工事の部分払	
令和9年度 (2027年度)	前金払	支払限度額 831,600,000 円 出来高予定額 円
	中間前金払	
	部分払、部分引渡しによる支払	
	補助金交付対象工事の部分払	

- 2 甲及び乙は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(継続費及び完成に数年度を要する経費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第2条 継続費及び完成に数年度を要する経費に係る契約の前金払及び中間前金払については、契約書第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、契約書同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における契約書第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、丙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される契約書第35条第1項及び第3項の規定にかかわらず、丙は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される契約書第35条第1項の規定にかかわらず、丙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（前条表中の支払限度額以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される契約書第35条第1項の規定にかかわらず、丙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、契約書第36条第3項の規定を準用する。

(継続費及び完成に数年度を要する経費に係る契約の部分払の特則)

第3条 継続費及び完成に数年度を要する経費に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、丙は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、丙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、契約書第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9/10 - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相

当額－前会計年度までの出来高予定額) × (当該会計年度前払金額＋当該会計年度の間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、第1項に規定する部分払を請求できる回数は、契約書第39条に規定する部分引渡しに係る請負代金の請求と合わせて1回を限度とする。ただし、国又は県の補助金（当該補助金の交付申請を各会計年度にするものに限る。）の交付の対象となる工事における当該既済部分の支払いについては、甲及び乙の定める回数とする。